

令和8年4月1日に

## 里庄町火入れに関する条例が施行されました

はじめに…

森林法で、森林（木や竹が集団で生育している場所）内と森林から1キロメートル範囲内の場所では、『火入れ』は、原則、**禁止**されています。

→里庄町内で『火入れ』を行うときは、火入れ条例により町への許可申請が必要です。

- 火入れを実施する10日前までに申請が必要です。
- 火入れの規模に応じて、従事する人を配置する必要があります。  
（0.5ヘクタールまで…10人以上、1ヘクタールまで…15人以上）
- 許可（申請）できるのは、次の目的に限られます。  
（造林のための地ごしらえ、開墾準備、害虫駆除、焼畑、採草地の改良）
- 責任者を決め、消火器などの携行や、防火帯を設ける必要があります。
- 申請書の様式など、詳しくは、町のホームページをご確認ください。



『火入れ』とは？ 土地の上にある立木や雑草などを面的に焼却する行為のこと

『野焼き』  
(たき火)とは？ 野外で刈り取った草などの廃棄物を焼却する行為の通称のこと

※1か所での『野焼き（たき火）』は、『火入れ』に当たらないため、火入れ条例による許可（申請）の対象ではありませんが、次のことに注意してください。

- 火災予防条例により、鴨方消防署への届出（連絡）は必要です。
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律で、廃棄物の焼却は、例外を除き、原則、**禁止**されています。

（例外…農業を営む上でやむを得ないものとして行われる焼却、とんど焼きなどの地域行事、キャンプファイヤー など）



合わせて…

令和8年4月1日から、笠岡地区消防組合による林野火災注意報・林野火災警報の運用が始まっています。発令時には、許可された火入れであっても、例外的な野焼きであっても、屋外での火の使用制限が課せられます。

お問合せ 里庄町農林建設課（農林班） TEL：0865-64-7215